令和５年５月１８日

社　員　各　位

公益社団法人日本パワーリフティング協会
代　表　理　事　　古　城　資　久

公益社団法人日本パワーリフティング協会
令和５年度　定時社員総会招集通知

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和５年度公益社団法人日本パワーリフティング協会定時社員総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書及び議決権代理行使の委任状をご用意いたしましたので、いずれかにご署名、ご捺印いただき、議案に対する賛否をご記入のうえ、**令和５年５月３１日（水）午後５時までに**当協会に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。また、皆様の議決権の行使に当たり、議案の内容を十分ご理解頂けますよう参考書類を添付しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．開催日時　令和５年６月４日（日曜日）１４時００分
（受付開始時刻　１３時４５分）

２．開催場所　JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE　岸清一メモリアルルーム１
〒１６０－００１３　東京都新宿区霞ヶ丘町４－２
最寄駅：東京メトロ銀座線「外苑前」駅　３番出口
都営大江戸線「国立競技場」駅　Ａ２番出口

３．会議の目的事項

【報告事項】

（１）令和４年度事業報告の件

（２）スポーツ団体ガバナンスコード準拠の状況と今後の方針の件

【決議事項】

第１号議案：令和４年度事業報告、計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、事業報告の附属明細書及び計算書類等の附属明細書並びに財産目録の承認の件

第２号議案：定款一部変更の承認の件

第３号議案：正会員の承認の件

第４号議案：理事１５名の選任の件

第５号議案：監事２名の選任の件

４．議決事項の説明

同封の資料「社員総会参考書類」をご参照ください。

５．招集にあたっての決定事項等

別紙「ご出席及び議決権の行使について」をご参照ください。

６．備考（当日のタイムスケジュール）

13:30-受付開始

14:00-14:30 議案審議

14:30-14:45 役員改選理事会

14:45-15:00 報告事項

（新規会員紹介ご挨拶、2023 アジアベンチ、2026FISU、加盟団体のガバナンス向上について）

15:00-15:10 休憩

15:10-16:10 ガバナンス向上研修会

（ＴＭＩ総合法律事務所,安里祐介弁護士,「NF 及び地方団体のガバナンス向上に向けて」）

16:30-挨拶、解散

※今回は研修会をご用意しております。ぜひご参加ください。

以上

別紙

「ご出席及び議決権の行使について」

出席をされる方

→**出席通知書**を**令和５年５月３１日（水）午後５時までに**同封の返信用封筒にて本部事務局までご送付いただき、総会当日は、同封の**議決権行使書**を会場受付へご提出ください。

・その他議決権行使に係わる事項

１）議決権行使が複数回行われた場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせて頂きます（委任状についても同様です）。

２）書面による議決権の行使において、各議案に賛否をご記入されていない場合は、当協会提出の原案に賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

欠席される方

→以下のいずれかの方法により議決権を行使していただくことが可能です。お手数ではございますが、ご検討のうえ、**令和５年５月３１日（水）午後５時までに**当協会に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【代理人による議決権行使の場合】

社員総会にご参加いただけない場合、議決権を有する他の正会員１名を代理人として議決を委任することが出来ます。その場合、同封の委任状に代理人正会員名を記載し、上記期限までに本部事務局に到着するようご返送ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙の議案に対して賛否をご記入のうえ、上記期限までに本部事務局に到着するよう同封の返信用封筒にてご返送ください。

資料　**社員総会参考書類**

１．議案及び提案の理由

【決議事項】

第１号議案	【令和４年度事業報告、計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、事業報告の附属明細書及び計算書類等の附属明細書並びに財産目録の承認の件】 定款第１３条第５号、同条第８号及び第３７条第２項に基づき、令和４年度の事業報告書、計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、事業報告の附属明細書及び計算書類等の附属明細書並びに財産目録についてご承認願います。 ※別紙「事業報告書」「計算書類等」及び「監査報告」をご参照のこと。
第２号議案	【定款一部変更の承認の件】 別紙「新旧対照表」のとおり、当協会の定款を一部変更することについてご承認願います。なお、変更の理由は以下のとおりです。 （１）改正法人法第４７条の２以下に電子提供措置が盛り込まれました。公益社団法人の社員総会における資料（社員総会参考書類等）を法人のウェブサイトに掲載し、正会員に対しそのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することで、社員総会参考書類等を提供することができる制度です。インターネット環境がない、又は不得手な正会員に対しては、「書面交付請求書」を提出することで書面にて社員総会参考書類等を提供することもできます。これら対応のために定款に必要な記述を行いました。 （２）上記変更に伴う条数の修正、字句の調整その他所要の変更を行うものであります。
第３号議案	【正会員の承認の件】 （１）群馬県パワーリフティング協会理事長小幡諒氏を正会員とすることの承認の件 群馬県パワーリフティング協会が設立され、理事長に小幡諒氏（敬称略、以下同様）、副理事長に西隆太氏、理事に高橋俊英氏、監事に中野良一氏、事務局長に落合広樹氏が就任しました。理事長の小幡諒氏を定款第５条第１項第１号ア所定の団体を代表する正会員としてご承認願います。 （２）熊本県パワーリフティング協会理事長甲斐裕規氏を正会員とすることの承認の件 熊本県パワーリフティング協会が設立され、理事長に甲斐裕規氏（敬称略、以下同様）、事務局長に松尾医作氏が就任しました。理事長の甲斐裕規氏を定款第５条第１項第１号ア所定の団体を代表する正会員としてご承認願います。
第４号議案	【理事１５名の選任の件】 理事全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、理事１５名の選任についてご承認願います。ブロック長、加盟団体及び理事会より推薦された理事候補者は、以下のとおりです。 遠藤健太（宮城県理事長）、寺門浩之（茨城県理事長）、關本正志（山梨県理事長）、小野琢司（神奈川県理事長）、芦崎高志（富山県理事長）、福島政幸（静岡県理事長）、三浦重則（京都府副理事長）、田中彰子（兵庫県副会長）、花田祥之（島根県副会長）、髙井隆義（徳島県理事長）、実島可斉（鹿児島県理事長）、菅生桃子（高校連盟理事）、杉本好二（実業団連盟理事長）、古城資久（学識）、伊差川浩之（学識）

第５号議案	【監事２名の選任の件】 監事全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監事２名の選任についてご承認願います。理事会より推薦された監事候補者は、以下のとおりです。 辻惠（弁護士）、安原徹（公認会計士）

委　任　状

令和５年　　月　　日

公益社団法人日本パワーリフティング協会　代表理事　古城　資久　殿

公益社団法人日本パワーリフティング協会の正会員である私は、同協会の正会員である
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏を代理人と定め下記の権限を委任いたします。

1. 令和５年６月４日開催の公益社団法人日本パワーリフティング協会の定時社員総会に出席し、次の決議につき私の指示（下記に〇で記入）に従って議決権を行使すること。ただし、以下の⑴～⑶の場合についてはいずれも白紙委任とします。

（１）私が賛否の指示をしていない場合
（２）原案に対し修正案が提出された場合（公益社団法人日本パワーリフティング協会から原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含みます）
（３）原案の取扱いその他社員総会の手続（議長選任を含みます）及び運営に関する動議が提出された場合（公益社団法人日本パワーリフティング協会から原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の審議のはかり方・採決の方法等を含みます）

・第１号議案：令和４年度事業報告、計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、事業報告の附属明細書及び計算書類等の附属明細書並びに財産目録の承認の件　　賛　・　否

・第２号議案：定款一部変更の承認の件　　賛　・　否

・第３号議案：正会員の承認の件
（１）群馬県パワーリフティング協会理事長小幡諒氏を正会員とすることの承認の件　　賛　・　否

（２）熊本県パワーリフティング協会理事長甲斐裕規氏を正会員とすることの承認の件　　賛　・　否

・第４号議案：理事１５名の選任の件

候補者	賛・否	
遠藤　健太	賛	否
寺門　浩之	賛	否
關本　正志	賛	否
小野　琢司	賛	否
芦崎　高志	賛	否
福島　政幸	賛	否
三浦　重則	賛	否
田中　彰子	賛	否

花田　祥之	賛	否
髙井　隆義	賛	否
実島　可斉	賛	否
菅生　桃子	賛	否
杉本　好二	賛	否
古城　資久	賛	否
伊差川　浩之	賛	否

・第５号議案：監事２名の選任の件

候補者	賛・否	
辻　惠	賛	否
安原　徹	賛	否

2. 復代理人選任の件
復代理人を選定することができます。選定する場合は復代理人名（正会員）を記載してください。

復代理人を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏とします。

以下、記名押印

正会員　　住所：

氏名：　　印

議決権行使書

令和５年　　月　　日

公益社団法人日本パワーリフティング協会　代表理事　古城　資久　殿

私は、令和５年６月４日開催の定時社員総会につき、以下のとおり議決権を行使（賛否を〇印で表記）します。

一 議案についての賛否 議案 原案に対する賛否（一方に〇を記入してください）

・第１号議案：令和４年度事業報告、計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、事業報告の附属明細書及び計算書類等の附属明細書並びに財産目録の承認の件　　賛　・　否

・第２号議案：定款一部変更の承認の件　　賛　・　否

・第３号議案：正会員の承認の件

（１）群馬県パワーリフティング協会理事長小幡諒氏を正会員とすることの承認の件　　賛　・　否

（２）熊本県パワーリフティング協会理事長甲斐裕規氏を正会員とすることの承認の件　　賛　・　否

・第４号議案：理事１５名の選任の件

候補者	賛・否	
遠藤　健太	賛	否
寺門　浩之	賛	否
關本　正志	賛	否
小野　琢司	賛	否
芦崎　高志	賛	否
福島　政幸	賛	否
三浦　重則	賛	否
田中　彰子	賛	否
花田　祥之	賛	否
髙井　隆義	賛	否
実島　可斉	賛	否
菅生　桃子	賛	否
杉本　好二	賛	否
古城　資久	賛	否
伊差川　浩之	賛	否

・第５号議案：監事２名の選任の件

候補者	賛・否	
辻　　惠	賛	否
安原　徹	賛	否

二 議決権の行使の期限 令和５年５月３１日（水）午後５時本部事務局到達分まで有効

三 議決権を行使すべき正会員
議決権の個数 １個 正会員名　　印

・社員総会にご出席いただけない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を記入され、令和５年５月３１日(水)午後５時までに本部事務局へ到着するようご返信ください。
・賛否の両方に〇印がある場合及び両方に〇印がない場合には、原案に賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
・〇印以外の記号で記入があった場合も、賛成欄に記入がある場合には、その記入は賛成とみなします。

令和５年度　定時社員総会出席通知書

令和５年　　月　　日

公益社団法人日本パワーリフティング協会　代表理事　古城　資久　殿

私は、令和５年６月４日開催の定時社員総会に出席し、自らの議決権を行使します。

正会員　　住所：

氏名：　　印

※令和５年５月３１日（水）午後５時までに本部事務局までご返送ください。

議決権行使に当たってのご注意

１　正会員であるのは各都道府県協会の代表者であること

定款上、各都道府県協会において正会員となり得るのは当該協会の代表者であり（第５条第１項第１号ア)、また、当該協会の代表者が正会員となるためには、所定の申込みをしたうえで社員総会の承認決議を経るなどの手続をする必要があります（第６条、第１３条第１号)。したがって、上記手続を経ていない都道府県協会においては、正会員資格を有する者が存在せず、議決権はないことになりますので、念のため申し添えます（なお、令和５年３月末時点において、山形県、群馬県、鳥取県及び熊本県が上記手続を経ていないことになります)。

２　代理人となり得るのは正会員のみであること

定款上、代理人になることができるのは他の正会員のみであると定められており（第１８条第４項)、各都道府県協会の代表者は理事長など代表者（JPA に代表者として届け出ている氏名の方）のみ、となっております。

各都道府県協会において、他の「理事」は社員総会では代理人（委任状の受任者）たり得ません。したがって、各都道府県協会の正会員である代表者が出席できない場合に、当該協会の副理事長等を代理人として指名することは出来ません（その場合の委任状は無効になります)。

このように、委任状を使用する場合は、委任する正会員（代理人）は各会の代表者か学識枠の正会員しか指名することが出来ませんので、ご注意ください。

なお、議決権の行使（委任を含む）は、それぞれの都道府県協会理事会の総意によるものであることが原則です。

３　議決権は正会員１名につき１個であること

定款上、議決権は正会員１名につき１個でありますので（第１７条)、念のため申し添えます。

≪定　款　抜　粋≫

第５条　この法人の会員は、次の３種とする。

（１）正会員

ア 都道府県におけるパワーリフティング競技を統括する団体を代表する者（後略）

第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをしなければならない。(後略)

第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。

（１）正会員及び名誉会員の承認　（後略）

第１７条　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

第１８条第４項　（前略）他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。